

### 連絡先

国土交通省中部運輸局自動車交通部

自動車監査官 中山、伊藤、近藤

TEL 052-952-8038

国土交通省中部運輸局福井運輸支局

輸送・監査担当 畑、山本、柴田

TEL 0776-34-1602

## トラック事業者を事業停止処分

福井運輸支局が平成29年4月21日及び平成29年5月30日並びに平成29年7月26日一般監査を実施した結果、貨物自動車運送事業法に違反する事実が確認されたことから、貨物自動車運送事業法第33条の規定に基づき下記のとおり事業の停止及び事業用自動車の使用停止処分を行ないましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 行政処分事業者及び営業所

事業者名：株式会社 イサム

住所：福井県敦賀市木崎79-17-1

代表者：辻 賢

営業所：本社営業所

営業所所在地：福井県敦賀市木崎79-17-1

#### 2 行政処分書の交付日時及び交付場所

交付日時：平成29年12月27日（水） 午前10時

交付場所：中部運輸局 福井運輸支局（支局長 平谷 守）  
福井市西谷1丁目1402

#### 3 行政処分内容

- ・30日間の事業停止（配置車両数5両）
- ・事業用自動車の使用停止40日間（1両×40日間）及び文書警告

#### 4 監査実施の端緒

貨物自動車運送適正化事業実施機関からの報告による。

#### 5 確認された違反内容及び違反条項

- ① 一般貨物自動車運送事業の名義を他人に一般貨物自動車運送事業のために利用させていた。

(貨物自動車運送事業法第27条第1項)

※自社名義の事業用車両1両を他人に貸して営業させていた。

- ② 点呼を実施していなかった。  
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)
- ③ 点呼の記録の記載事項が不適切であった。  
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)
- ④ 運転者台帳を作成・備えていなかった。  
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)
- ⑤ 運転者台帳の記載事項が不適切であった。  
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)
- ⑥ 整備管理者の研修を受講させていなかった。  
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条)
- ⑦ 運行管理者の講習を受講させていなかった。  
(貨物自動車運送事業法第18条第2項)  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)
- ⑧ 事業報告書及び事業実績報告書を提出していなかった。  
(貨物自動車運送事業法第60条第1項)

## 6 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数	34点
当該事業者が付された累積違反点数	34点